

年 月 日

株式会社野村総合研究所 社会情報システム事業部 御中

(連合会名) _____

(代表者名) _____ 印

新連合システム給与 マイナンバー機能利用申込書

当連合会は、貴社が提供する貴社の「マイナンバー機能利用規約」に基づき、新連合システム利用契約に関して、以下の通りマイナンバー機能の利用を申込みます。

記

1. サービス内容

新連合システム給与 マイナンバー機能

2. サービス提供場所（データ保管場所）

- ・野村総合研究所 横浜第二データセンター
- ・Oracle Cloud (Japan Central(Osaka)リージョン)

3. 問い合わせ先

株式会社野村総合研究所 社会情報システム事業部 エイジレス80コールセンター

Tel: 03-6683-3669 Email :a80call@sjc.ne.jp

- ・平日（月～金）9:00～18:00
- ・上記以外の時間帯、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、その他所定の休日の場合は、翌営業日以降の対応とします。
- ・対応や回答に時間を要するものについては、翌日以降となる場合があります。

4. 再委託先

利用規約第3条第2項に基づき、貴社が以下の再委託先に業務を再委託することを承諾します。

No.	会社名	委託業務	業務場所	マイナンバー取扱
1	キャノンビズアテ ンダ株式会社	データ移行処理等	株式会社野村総合研究所 木場 オフィス内	有

以上

[RG-KY-Y201]

マイナンバー機能利用規約

利用者（以下「甲」という）は、株式会社野村総合研究所（以下「乙」という）が提供する新連合システムに関するマイナンバー機能を利用するにあたり、以下のとおり合意します。

第1条（定義）

- 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。
①本サービス：乙から甲に提供される、新連合システムの給与システムのうち、個人情報、個人番号又は特定個人情報（以下これらを合わせて「個人情報」という）を取り扱う機能を言い、詳細別紙に定めるものとします。
②別紙：本規約に添付される書面又はサービスの提供条件を本規約に依拠する旨が定められた書面をいいます。

第2条（データの管理）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスに甲が登録したデータ（第1条に基づく個人情報を含む。以下「甲データ」という）を管理、保管するものとします。
- 乙は、甲データを現状有姿にて管理、保管するものとし、その正確性及び完全性を検証する義務を負わず、また甲データの誤謬について修補する義務を負いません。*
- 本サービスにおいては、甲データそのものに対する乙による閲覧、登録、更新、削除その他の処理の実施は原則想定されておらず、甲データに関するアクセスログの確認、個人番号の暗号化に伴う暗号鍵保管を行うことに限られるものとします。

第3条（個人情報の管理）

- 乙は、本サービスを提供するうえで、予期せぬ事由により別途甲の承諾を得てやむを得ず個人情報を閲覧等する場合には、個人情報を甲の書面による事前の承諾なくして本サービス遂行の目的以外の目的で、使用し、他に開示し、漏洩した本サービスの提供場所から持ち出してはならないものとします。*
- 原契約の定めにかかわらず、個人情報へのアクセスを含む作業の再委託先（最終の再委託先を含む。以下同じ）は、別紙記載の通りとし、甲はあらかじめこれを承諾します。また、再委託先が追加となった場合、乙は甲に別途承諾を求めるものとします。
- 乙は、再委託先が更に第三者に再委託する場合、甲の求めに応じて、当該再委託先に対して、別途甲の承諾を得せしむるものとします。
- 甲が特定の再委託先に対する再委託の承諾を拒否した場合、乙は本サービスの全部又は一部の履行を保証し得ないものとし、甲はこれを理解します。
- 乙は、本サービスを遂行するにあたり、本サービスの内容、規模及び対価に鑑み、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険の防止のために合理的に適切な措置（以下「安全管理措置」といひ、具体的なセキュリティにかかわるサービスレベルを含む。以下同じ）を定めるものとします。なお、安全管理措置について甲より異議または要望がある場合は、別途甲乙協議の上の合意によりこれを変更することができるものとします。
- 安全管理措置に定めるあるいは実装される個人情報の防衛手段（不正アクセスの防止対策を含むがこれに限定されない）に含まれない又は防衛手段を突破あるいは回避された結果として生じた損害については、乙は責を負わないものとします。*
- 甲は、本サービスを用いて甲が処理を行う個人情報が適正な方法及び手続きによって収集されたものであることを乙に対して保証するとともに、乙に個人情報を預託することについて情報主体（個人情報によって識別される個人）に対して責任を負うものとします。*
- 乙は、情報主体又は官公庁から個人情報の開示請求、訂正又は削除の請求を受けた場合、すみやかに甲に通知するものとします。乙は、当該情報主体又は官公庁の請求に直接応じる義務はないものとします。
- 甲及び乙は、個人情報の管理につき、自己の役員又は従業員の中から特定の管理責任者を選任し、個人情報の管理を徹底させるものとします。
- 乙は、本サービスの遂行上、実際に個人情報を取扱う従業員（直接的であると間接的であると問わず、乙の指揮監督を受けてその業務に従事する者をいう）の範囲を限定するものとし、当該従業員に対して適切な監督及び教育を行わなければならないものとします。
- 乙は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとし、安全管理措置に違反したことにより発生したものであるときは、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と判断しうる措置を講じなければならないものとします。なお、甲及び乙が講じるべき措置及び費用負担の内容については、事故の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上で定めるものとします。*

第4条（監査）

- 甲は、事前に書面により乙に通知しその条件を協議決定したうえで、原則として1年間に1回を限度として、自己の費用にて、本サービスに関する乙のデータセンター又は事務所（乙の再委託先の事務所等を含む）につき、監査を行うことができるものとします。
- 甲は、個人情報の管理状況について、書面により報告を求めることができるものとし、乙は、回答可能な範囲かつ合理的範囲にてこれに回答するものとします。
- 前各項の場合、甲は、機密保持義務を負うとともに、甲の従業員又は甲の業務委託先の従業員に対し、乙所定の入退館規則（秘密保持等に関する誓約書に記載される事項を含むがこれに限らない）を遵守させるものとします。
- 甲は、監査又は報告の結果に基づき、乙に対しその理由を書面により説明したうえで本サービスの提供内容の改善（第5条第5項に基づく個人情報の安全管理措置の改善を含む）を指示することができるものとします。なお、改善の指示が、本サービスの従前の水準を上回る措置の実現を目的とするものであるときは又は利用料金を鑑みて商業的に合理的な観点で不相応な費用を要するものであるときは、その費用は甲が負担するものとします。
- 甲による監査及び報告のために、乙及び再委託先が要する費用（乙従業員の帯同、資料作成の人件費などを含むがこれらに限定されない）については、甲の負担とします。
- 甲は、本サービスが、甲を含む複数の利用者に対して提供されるサービスであることを理解し、乙が提供できる情報が、本サービスの他の利用者の情報の守秘性を確保できる範囲に限定されること（甲が金融業を生業とする者である場合、乙から甲の監督官庁に対して直接情報を提供することをもって甲への情報提供の代替とすることを含む）及び当該限定範囲の決定を乙が行うことを、予め承諾するものとします。
- 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙は、乙と同一若しくは類似の事業を行っている又は競合関係にある若しくはこれになり得る者による監査及びこれらの者への報告を拒否することができるものとします。

第5条（期間）

- 本規約のうち、条項の末尾に“*”マークが付されている条項は、契約期間終了後も有効とします。

第6条（本サービス終了時の措置）

- 本サービスが終了した場合は、甲は、本サービスに関して乙より甲に提供された技術資料（改変物・複製物を含む）を、乙の求めにしたがい、速やかに乙に返還するか又は抹消若しくは破壊するものとし、これが終了したことを証する書面を乙に提供するものとします。*
- 本サービスが終了した場合、乙は乙のスケジュールに従って、本サービスに残存している甲データがあればこれを抹消するものとします。*
- 本サービスの終了にあたって原状回復作業（ジョブの停止作業、各種データの抹消作業のほか、甲の求めによる各種データの帳票印刷、電子媒体への記録を含むがこれらに限定されない、以下同じ）が発生する場合、これに係る費用（以下「原状回復費用」という）は、甲が負担するものとします。なお、原状回復費用は、原状回復作業の内容に基づき、甲乙協議の上算出されるものとします。*

第7条（その他の条件）

- 本規約に記載のない事項については、甲乙間で新連合システムの利用に関して締結される契約（以下「原契約」という）に定める条件に従うものとします。*
- 本規約と抵触するものを除き原契約はその効力を維持するものとし、本規約と原契約とで抵触する条項については本規約が優先するものとします。*

制定

2015年11月1日

改訂

2016年4月1日

2026年5月1日

以上